

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項等を定めること。（第九条の七関係）
- 二 乗組手当に係る防衛大臣の定める乗組員の受けている俸給月額に乗ずる割合等及び特殊作戦隊員手当に係るその従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額に乗ずる割合を改定すること。（第十二条関係）
- 三 自衛官等に係る電子資格確認の導入等に伴い、療養の給付等に関する規定の整備を行うこと。（第十七条の四から第十七条の四の三まで、第十七条の五、第十七条の五の二、第十七条の六から第十七条の六の六まで及び第十七条の八の二から第十七条の九の二まで関係）
- 四 自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めること。（第二十四条及び附則第十八項関係）
- 五 特殊勤務手当に関し、小笠原手当の支給期間を延長すること。（附則第三項関係）
- 六 航空自衛隊の情報システム及び当該情報システムで用いられる情報の保証に関する事務に従事することを本務とする職員を俸給の調整額の支給対象に加える等の所要の規定の整備を行うこと。（別表第二関係）

七 俸給の特別調整額に関し、防衛装備庁長官官房参事官の新設及び同庁調達管理部企業調査官の廃止に伴う対象官職並びに同庁長官官房装備開発官の種別を改めること。（別表第三関係）

八 特殊勤務手当に関し、対空警戒対処等手当、夜間特殊業務手当及び海上警備等手当の支給される職員の範囲又は支給額を改めるとともに、特殊過重勤務手当及びレンジャー作業手当を新設すること。（別表第

五関係）

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

十 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。（附則関係）